

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|----------------|------|--------|--------|---------|------------------------|---|------|-----------|--------|------------|--|--|
| 2 | 取組項目 | 食肉衛生検査所運営事業 | S28- | 30,240 | 29,692 | 275,034 | 食肉検査申請者 | 食肉衛生検査所の職員が、と畜場に出向き、食肉となる獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜の全部廃棄等の行政処分を行った。 | 活動指標 | と畜検査頭数(頭) | 数値目標なし | 465272 | 事業の成果 ・検査を実施した牛7,395頭、馬12頭、豚456,853頭、めん羊44頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛83頭、豚475頭であった。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。 | |
| | | | | 34,506 | 33,599 | 274,413 | | | | | 数値目標なし | 464308 | | |
| | | | | 60,200 | 51,503 | 275,138 | 根拠法令 | と畜場法 | | | 成果指標 | 行政処分頭数(頭) | | 数値目標なし |
| 3 | 生活衛生課 | と畜場等処理施設指導監督事業 | S28- | 243 | 243 | 15,192 | と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者 | と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。 | 活動指標 | 立入指導件数(件) | 60 | 140 | 233% | 事業の成果 ・昨年度に引き続きHACCPに基づく衛生管理の制度化への対応のため、立入指導回数を増加させたことにより、目標を大きく上回った。 |
| | | | | 426 | 426 | 15,113 | | | | | 60 | 139 | 231% | |
| | | | | 482 | 482 | 15,153 | 根拠法令 | と畜場法、化製場等に関する法律 | | | 成果指標 | 施設基準適合率(%) | 100 | |
| | | | | | | | | | 100 | 100 | 100% | | | |
| | | | | | | | | | 100 | | | | | |

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

| | |
|--|--|
| 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止 | |
| <p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>令和元年事業実施状況、食中毒の発生状況、社会状況の変化や各保健所の実情を踏まえて、令和2年度監視指導計画を策定。昨年、県内で最も発生件数が多かったカンピロバクター食中毒の予防対策が課題であるとともに、食品衛生法の改正により「HACCPに沿った衛生管理」がすべての食品等事業者に制度化されることから食品関連事業者への普及促進についても対応する。</p> | <p>課題解決に向けた方向性</p> <p>カンピロバクター食中毒予防については、加熱用鶏肉を生や半生で提供するなど誤った認識の営業者に対して、監視指導を徹底するとともに、消費者に対しても、そのリスクについて効果的な啓発の手段を検討していく。 また、「HACCPに沿った衛生管理」の未導入施設に対しては個別に立入指導を実施する。</p> |
| 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除 | |
| <p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>計画的な検査の実施により、流通する食品の安全性が確認された。</p> | <p>課題解決に向けた方向性</p> <p>検査を計画的に継続することにより、基準に適合しない食品を流通から排除するとともに改善指導を行うことで、食品の安全確保に努める。</p> |
| 生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援 | |
| <p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>食肉となる獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)について全頭検査を行い、食用不適な獣畜の肉・内臓等の全部又は一部廃棄処分を行うことで、安全で衛生的な食肉の流通を図っている。その検査データを生産者に還元し、生産段階での衛生管理、疾病予防対策に活用されることにより、健康な家畜が食用に供されることにつながってきた。 食肉となる食鳥についても同様に全羽検査を行い、食用不適な食鳥の肉・内臓等の全部又は一部廃棄処分を行うことで、安全で衛生的な食鳥肉の流通を図っている。なお、食鳥検査については、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会に委任し実施している。</p> | <p>課題解決に向けた方向性</p> <p>検査データの還元は、生産者から継続要望があるため、還元体制を継続する。 今後、生産数の大規模化、疾病の変化などに素早く対応するため、協議会などを通じ新しい情報の共有を行いデータ還元内容についても検討していく。</p> |

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

| 事業番号 | 取組項目 | 事務事業名 | 令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載) | 令和3年度事業の実施に向けた方向性 | | |
|------|------|----------------|--|-------------------|---|-------|
| | | 所管課(室)名 | | 事業構築の視点 | 見直しの方向 | 見直し区分 |
| 1 | 取組項目 | 県内食品の安全性確保事業 | 食品衛生法の改正により「HACCPに沿った衛生管理」がすべての食品等事業者に制度化されることとなったことから関連事業者への普及促進についても重点事項として新設し、計画的に監視指導、収去検査等を実施することとした。 | | 本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和3年度も前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえて監視指導計画を策定し、事業を実施する。 | 改善 |
| | | 生活衛生課 | | | | |
| 2 | 取組項目 | 食肉衛生検査所運営事業 | | | 「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行わなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。 | 現状維持 |
| | | 生活衛生課 | | | | |
| 3 | 取組項目 | と畜場等処理施設指導監督事業 | | | 食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。 死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設(と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場)に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。 | 現状維持 |
| | | 生活衛生課 | | | | |

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点